ホ　従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第百十一条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ　出張所の種類の変更をする場合

ト　［略］

六　第十三条第二号ハに掲げる事項に係る定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七　［略］

八　事務所の位置を変更しようとする場合（第五号、第六号又は次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ　第五号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合

ロ　［略］

ハ　ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二　出張所の位置を変更した場合（第六号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ　出張所（第五号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）の位置の変更をする場合

ロ　［略］

ハ　ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

八の三　第五号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第五号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合

八の四　第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号ヘ又は前号に該当する場合を除く。）

［号の細分を加える。］

ニ　［同上］

六　第十三条第二号ハに規定する定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七　［同上］

八　事務所の位置を変更しようとする場合（第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二　出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

［号を加える。］

九　［略］

十　［略］

［号を削る。］

［十一～二十一　略］

二十二　金庫の事務所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。）

二十二の二　金庫の出張所の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の四に該当する場合を除く。）

［二十三～二十八　略］

2　法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百四十三条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合

六　［略］

九　［同上］

九の二　［同上］

十　法第五十八条第二項第七号から第十七号まで又は第五十八条の二第一項第五号から第十五号までに規定する業務（金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

［十一～二十一　同上］

二十二　金庫の事務所の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

［号を加える。］

［二十三～二十八　同上］

2　［同上］

五　特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百四十三条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六　［同上］